



FCO・OP

発行日 2015年9月15日
 発行者 暮らし見直し委員会
 LPA活動
 発行責任者 明石 弓子

No.110

高額療養費制度

私たちの医療費制度が変わりました

私たちの医療費の自己負担は、公的医療保険によって一定の限度額に抑えられているのをご存知ですか？
 これは高額療養費制度といって、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度があるからです。
 この制度では、年齢や所得に応じて、本人が支払う医療費の上限が定められており、また、いくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減する仕組みも設けられています。
 このうち70歳未満の所得区分が今年の1月より**3区分から5区分に変更**になりました。



70歳未満の方の所得区分の変更 (平成27年1月より)

所得区分	月額自己負担限度額	4回目から
① 健保；標準報酬月額 83 万円以上 国保；年間所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
② 健保；標準報酬月額 53 万円～79 万円 国保；年間所得 600 万円～901 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
③ 健保；標準報酬月額 28 万円～50 万円 国保；年間所得 210 万円～600 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
④ 健保；標準報酬月額 26 万円以下 国保；年間所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
⑤ 住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

注；①または②に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、①または②の該当となります。

例えば、区分③で総医療費が100万円の場合、自己負担限度額の計算は、
80,100 円 + (1,000,000 円 - 267,000 円) × 1% = 87,430 円 となります。



これに、食費代1食 260 円 × 食事回数が加算されて医療費の自己負担額となります。
 【*入院中の食事代は、難病などの患者を除いてH28年度から360円、H30年度からは460円に上がります。住民税非課税の低所得者は現在の負担額（210円か100円）のままです。】

変更になったのは70歳未満の自己負担限度額の区分のみで、**70歳以上の区分に変更はありません。**
70歳以上の所得区分 (変更なし)

所得区分	月額負担の上限額		4回目から
	外来(個人ごと)		
現役並み所得者 (月収 28 万円以上)	44,400 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
一般 (月収 28 万円未満)	12,000 円	44,400 円	44,400 円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ (Ⅰ以外の方)	24,600 円	24,600 円
	Ⅰ (年金収入のみの方の場合、年金受給額 80 万円以下など、総所得金額がゼロの方)	8,000 円	15,000 円

これらの自己負担額を、医療保障を考える際の参考にしてください。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。
【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局
 TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192